

第23期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

会社の体制及び方針に関する事項
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社コパ・コーポレーション

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.copa.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

会社の体制及び方針に関する事項

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践を図るため、コンプライアンス規程を定める。
- (2) 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- (3) 法令・定款の違反行為を予防・早期発見するため、当社の事業に従事する者からの内部通報制度を設ける。
- (4) 役員及び使用人に対して、コンプライアンスに係る継続的な教育・研修を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書等の保存に関する規程を定め、同規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務の遂行を阻害する各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定める。
- (2) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。
- (3) リスクの管理に係る体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための継続的な教育・研修を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 中期経営計画を策定し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- (3) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの担

当者を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

5. 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等

- (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は監査役と協議して行う。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに当社の定める担当部署に報告する。当該担当部署は、報告を受けた事項について速やかに当社の監査役に報告する。
- (3) 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、監査役の職務の執行に必要なでないことを当社が証明した場合を除き、当社は請求に従って支払いを行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ・ 主な会議の開催状況として、取締役会は16回開催され、取締役会の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席いたしました。その他、監査役会は14回、営業会議及び管理会議は12回、リスク管理会議は12回開催いたしました。なお、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回あり

ました。

- ・ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会及び三様監査を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ・ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査を実施いたしました。

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社は、現在引き続き成長過程にあると認識しており、現時点においては事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要課題と位置づけており、将来的には、業績や財政状態、事業の整備状況等を総合的に勘案しながら利益還元を行うことを検討していく方針であります。

株主資本等変動計算書

2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	12,000	－	－	1,436,488	1,436,488	－	1,448,488	1,448,488
当期変動額								
新株の発行	389,160	389,160	389,160				778,320	778,320
当期純利益				575,944	575,944		575,944	575,944
自己株式の取得						△252	△252	△252
当期変動額合計	389,160	389,160	389,160	575,944	575,944	△252	1,354,011	1,354,011
当期末残高	401,160	389,160	389,160	2,012,432	2,012,432	△252	2,802,499	2,802,499

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	4～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア	5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

④ ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用されると見込まれるポイントに対して見積額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

18,899千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画に含まれる将来の収益及び費用は「4. 追加情報（新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて）」に記載した一定の仮定に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年4月7日に緊急事態宣言が発令され、当社においてはデモカウ及び一部取引先店舗の休業・営業時間短縮や各種イベントの中止等による影響が発生いたしました。緊急事態宣言が全国的に解除された後も2021年1月8日に再発令されるなど、首都圏デモカウ及び一部取引先店舗の休業・営業時間短縮や各種イベントの中止等による影響は当面継続するものと思われませんが、当社では、これらの影響が少なくとも2022年3月期末までは及ぶものと想定して繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを実施しております。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

29,258千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
普通株式	2,400,000	563,000	—	2,963,000

(変動事由の概要)

発行済株式数の増加は、新規上場に伴う新株発行による増加413,000株、新株予約権の行使による増加150,000株であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
普通株式	—	45	—	45

(変動事由の概要)

自己株式数の増加は、単元未満株式買取請求による増加45株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	11,523千円
退職給付引当金	4,370 //
貸倒引当金	64 //
たな卸資産評価損	565 //
減価償却超過額	130 //
未払費用	1,693 //
未払事業税	2,275 //
資産除去債務	2,920 //
繰延税金資産小計	23,542千円
評価性引当額	△2,920 //
繰延税金資産合計	20,621千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△1,722千円
繰延税金負債合計	△1,722千円
繰延税金資産純額	18,899千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき必要な資金は銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1カ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金として調達しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,617,756	1,617,756	—
(2) 電子記録債権	13,119		
(3) 売掛金	485,453		
(4) 未収入金	1,243		
貸倒引当金 ※	△754		
	499,062	499,062	—
資産計	2,116,818	2,116,818	—
(1) 買掛金	265,874	265,874	—
(2) 未払金	45,088	45,088	—
(3) 未払法人税等	193,586	193,586	—
(4) 未払消費税等	23,273	23,273	—
(5) 預り金	5,637	5,637	—
(6) リース債務	390	388	△2
(7) 長期未払金	487	474	△13
負債計	534,338	534,323	△15

※ 電子記録債権、売掛金及び未収入金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金及び (4) 未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等及び (5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務及び (7) 長期未払金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	945円85銭
1株当たり当期純利益	207円65銭

11. その他の注記

該当事項はありません。